

○有田市商店街等振興事業補助金交付要綱

平成25年11月26日有田市訓令第23号

有田市商店街等振興事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、商店街等の振興と発展に寄与するため、商店会等が行う商店街等共同施設の整備にかかる経費に対して、有田市商店街等振興事業補助金を交付することについて有田市補助金等交付規則(昭和55年規則第5号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、商店街等の振興のため、環境維持を図ることを目的とした街路灯施設及び防犯カメラを設置する事業であって、市長が必要かつ適当と認めたものについて交付する。ただし、次に掲げる場合における当該事業は、補助の対象としない。

(1) 市その他の補助の対象となった施設を10年経過しないで撤去新設し又は改造する場合

(2) 単なる修理である場合

(補助対象団体)

第3条 補助の対象となる団体は、商店街振興組合又は商店街及び商店会を形成する者で結成した任意の団体とする。ただし、任意の団体については、構成員が20名以上であり、かつ、構成員の2分の1以上が小売業を営むものに限る。

(補助対象経費及び補助率等)

第4条 補助金の対象となる経費は、国又は和歌山県から商店街振興を達成するための補助対象事業にかかる経費(以下「国等の補助対象経費」という。)であるもののうち、その補助率が2分の1以上の事業を対象とする。この要綱に定める補助率は、国等の補助対象経費のうち申請するものが負担することとなる額の2分の1以内とする。ただし、補助金は、予算の範囲内で交付するものとする。

2 前項の規定により算出した補助額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、商店街等振興事業補助金交付申請書(様式第1号)に、関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第6条 市長は、前条の書類を受理した場合において、適当と認めるときは、当該申請者に対し、条件を付して交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(申請事項変更の承認)

第7条 交付決定の通知を受けた者は、事業計画について変更しようとするときは、有田市商店街等振興事業内容変更申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(指示及び検査)

第8条 市長は、交付決定の通知を受けた者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

(補助金の交付請求)

第9条 交付決定の通知を受けた者は、当該事業が完了したときは、速やかに有田市商店街等振興事業完了報告書(様式第4号)及び関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 市長は、前条の報告があったときは、必要な検査を行い、適当と認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、規則第7条の規定により補助事業者には有田市商店街等振興事業補助金確定通知書(様式第5号)により通知しなければならない。

2 補助事業者が補助金の確定通知を受けたときは、有田市商店街等振興事業補助金交付請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第11条 市長は、補助事業者が次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、この補助金の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 補助金を当該補助事業以外の用途に使用したとき。

(2) この要綱又は規則に基づく義務に違反したとき。

(3) 補助事業を廃止したとき。

(4) 不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(5) その他市長が取消し又は返還が妥当と認めたとき。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成25年12月1日から施行する。

様式第1号

年 月 日

有田市長 殿

住所又は所在地

団体名

㊞

代表者氏名

有田市商店街等振興事業補助金交付申請書

年度において実施する下記事業について、次のとおり補助金の交付を受けたいので下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1. 施設の種類及び申請額

| | |
|---------------------|---|
| 事業の目的 | |
| 事業の名称及び設置場所 | |
| 設置主体 | |
| 交付を受けようとする 補助金の額 | 円 |

2 関係書類

- (1) 事業実施計画書及び収支予算書
- (2) 組合（団体）等の収支予算書
- (3) 当該事業を行うことを決定した議事録の写し
- (4) 国又は和歌山県から助成を受けることがわかる書類
- (5) その他市長が指示する書類

様式第2号

第 号

年 月 日

様

有田市長

印

有田市商店街等振興事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度有田市商店街等振興事業補助金
については、有田市商店街等振興事業補助金交付要綱6条の規定に基づき、下記の
とおり交付することに決定したので通知します。

記

1. 補助金の交付額 _____ 円
2. 補助金の交付の条件は、別紙1のとおりとする。

(別紙 1)

補助金の交付の条件

- (1) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告して指示を受けること。
- (3) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させること。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (5) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならないこと。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した単価 50 万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならないこと。
- (7) 補助対象経費の収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整理し、補助対象事業完了年度の翌年度から起算して 5 年間保管すること。
- (8) 補助金の交付を受けようとする者が、事業者が補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならないこと。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

様式第 3 号

年 月 日

有田市長 殿

住所又は所在地

団体名

印

代表者氏名

有田市商店街等振興事業内容変更承認申請書

年 月 日付第 号で補助金の交付決定通知があったことについて、下記のとおり事業内容の一部を変更したいので、有田市商店街等振興事業補助金交付要綱第7条に基づき申請します。

記

| 変更内容 | 変更前 | 変更後 | 変更理由 |
|------|-----|-----|------|
| | | | |

様式第4号

年 月 日

有田市長 殿

住所又は所在地

団体名

印

代表者氏名

有田市商店街等振興事業完了報告書

年 月 日付第 号で補助金の交付決定のあった 年度有田市商店街等振興事業補助金に係る補助事業について、有田市商店街等振興事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

1 施設の種類及び経費

(1) 事業の名称 _____

(2) 完了年月日 _____年 _____月 _____日

(3) 要した経費 _____円

(4) 補助金交付決定額 _____円

2 関係書類

(1) 事業実績書及び収支決算書

(2) 着工から完成までの写真

(3) その他市長が指示する書類

様式第5号

第 号

年 月 日

様

有田市長

印

有田市商店街等振興事業補助金確定通知書

年 月 日付の完了報告書のあった 年度有田市商店街等振興事業補助金の額を有田市商店街等振興事業補助金交付要綱第 10 条の規定に基づき、下記のとおり確定したので通知します。

記

様式第 6 号

交付確定金額 金 _____ 円

年 月 日

有田市長 殿

住所又は所在地

団体名

印

代表者氏名

有田市商店街等振興事業補助金交付請求書

年 月 日付第 号で補助金の交付確定通知を受けた 年度有田市商店街等振興事業補助金補助金については、有田市商店街等振興事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき請求します。

記

補助金交付請求額 金 _____ 円